

## 京都芸術大学における研究活動に関する不正行為防止等に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日、文部科学大臣決定）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本学の研究活動における不正行為の防止等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん、盗用等をいい、その用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
- (4) その他の不正行為 第1号から前号に掲げる行為の証拠隠滅若しくは立証妨害又は前三号以外の行為で研究者倫理に背馳すると認められる行為

2 この規程において「研究者等」とは、本学において研究活動に従事する教職員及び学生並びに本学の施設設備を利用して研究に携わる者をいう。

3 この規程において「部局」とは、各研究科、各学科、各研究センター、各附置教育機関及び事務局をいう。

### (責任体系)

第3条 本学の研究活動における不正行為防止について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者を補佐し、不正行為の防止を統括する責任と権限を有する者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。

3 所属の研究者に対して、研究倫理の遵守を周知し、監督する責任と権限を有する者（以下「研究倫理教育責任者」という。）を置き、総務課長をもって充てる。

### (最高管理責任者の責務)

第4条 最高管理責任者は、次の各号を行う。

- 一 不正行為防止の基本方針の決定
- 二 不正行為に係る情報を受けたときの対応方針の決定

(統括管理責任者の責務)

第5条 統括管理責任者は、次の各号を行う。

- 一 不正行為防止の基本方針に基づく研究倫理教育の実施計画の策定及び実施統括
- 二 不正行為に係る情報を受けたときの対応の統括

(研究倫理教育責任者の責務)

第6条 研究倫理教育責任者は、次の各号を行う。

- 一 研究者に対する定期的な研究倫理教育の実施及び受講状況の管理監督
- 二 必要がある場合、研究者に対する研究倫理の指導

(研究者の責務)

第7条 研究者は、ガイドライン及び本学が定める諸規則に基づき、高い倫理性を保持しつつ研究活動に携わるとともに、不正行為を行ってはならない。

2 研究者は、研究倫理教育責任者の指示に従い、研究倫理教育を受けなければならない。

3

研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を5年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

4 研究データ等とは、研究活動に伴い発生または使用する、以下に掲げるもののうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者等が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。

- (1) 文書、数値データ、画像等の「資料」
- (2) 実験試料、標本等の「試料」
- (3) 装置

5 研究データ等の保存期間について、以下のとおり基準を定める。ただし、研究者等がこれらの保存期間を超えて保存することを妨げない。

- (1) 前項の(1)については、原則として、当該論文等の成果発表後、10年間とする。ただし、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
- (2) 前項の(2)及び(3)については、原則として、当該論文等の成果発表後、5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りでない。
- (3) 前2号に定めるほか、法令等により別途定めがある場合はそれに従う。

(4) 共同研究により得られた研究データ等又は外部から受領した研究データ等で、契約等により別途定めがある場合はそれに従う。

- 6 研究者等が異動又は退職により転出した場合、研究データ等は、転出前の部署において保管する。転出前の部署において保管が困難な合理的理由があり、他所において保管する場合は、各部局長が研究データ等の所在を把握する等の措置を講じるものとする。
- 7 研究データ等の外部への持ち出しは原則として禁止する。ただし、研究活動の必要上やむを得ず外部へ持ち出す場合は、部局長の許可を受けるものとする。
- 8 研究者は、関連する資料、データ等の研究記録の提出、関係者へのヒアリング等、この規則に定める調査に誠実に協力しなければならない。

(共同研究における役割分担・責任の明確化)

第8条 共同研究においては、個々の研究者等がそれぞれの役割分担・責任を明確化しなければならない。

(複数の研究者による研究活動における代表研究者の役割)

第9条 複数の研究者による研究活動においては、研究活動の全容を把握・管理できる立場にある代表研究者が研究活動や研究成果を適切に確認しなければならない。

(若手研究者等への支援・助言等)

第10条 最高管理責任者は、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう、メンターの配置等、適切な支援・助言等がなされる環境を整備しなければならない。

(告発・相談窓口)

第11条 研究活動における不正行為に適切に対応できるようにするため、告発・相談窓口を置く。

2 告発・相談窓口は、次の各号に掲げる課をもって組織する。

(1) 科学研究費補助金に関しては、教学事務室とする。

(2) 科学研究費補助金以外に関しては、総務課とする。

3 告発・相談窓口は、本学における不正に関する学内外からの通報に対応し、統括管理責任者に報告する。

4 告発・相談を受けた事案について利害関係を有する者は、告発・相談の受付に関与してはならない。

(不正行為等の告発)

第12条 不正行為の疑いが存在すると思料する者は、次の各号に掲げる事項を明示して不正行為の疑いについて告発することができる。

- (1) 告発する者の氏名及び連絡先
  - (2) 不正行為を行ったとする研究者等の氏名又はグループの名称
  - (3) 不正行為の具体的内容
  - (4) 不正行為とみなす合理的理由
- 2 告発の受付は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などの選択を可能とする。
  - 3 告発を受け付ける場合は、個室で面談したりするなど、告発者及び告発内容の秘密を守るため適切な方法をとるものとする。
  - 4 報道や学会等の外部機関から不正行為の疑いがあると指摘された場合には、不正行為の告発に準じた取扱いをすることができる。
  - 5 匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
  - 6 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認しなければならない。
  - 7 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという相談や告発については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。
  - 8 受付窓口へ寄せられた相談や告発の相談者、告発者、被告発者、相談・告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持の徹底に努めなければならない。
  - 9 悪意に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることとし、不正とする科学的な合理性のある理由を示してしなければならない。
  - 10 告発者には、必要に応じて調査に協力を求める場合があること、調査の結果悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者の氏名の公表や懲戒処分等を行うことがあることを説明しなければならない。
  - 11 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
  - 12 相当な理由なしに、単に相談や告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、被告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
  - 13 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、その内容に応じ、告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
  - 14 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを確認した場合、告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(予備調査)

- 第13条 不正行為の告発を受け付けたときは、告発窓口の担当者は、速やかにその内容を学長に報告しなければならない。
- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、告発された不正行為が行われた可能性、告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。
  - 3 予備調査は、学長、当該告発に係る部局の長その他学長が指名する者により行う。ただし、第15条に定める調査委員会を設置して行うことを妨げない。
  - 4 告発を受けた事案について利害関係を有する者は、調査に関与してはならない。
  - 5 学長は、予備調査の結果、本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うか否かを告発の受付から概ね30日以内に決定する。
  - 6 学長は、本調査を行うことを決定した場合は、告発者及び被告発者に対し本調査を行うことを通知し、本調査への協力を求める。
  - 7 学長は、本調査を行わないと決定した場合は、その旨を理由とともに告発者に通知し、また、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示しなければならない。

(競争的資金等の使用停止等)

- 第14条 学長は、告発された不正行為が競争的資金等に係る場合は、必要に応じて、対象研究者に対し競争的資金等の使用停止を命じることができる。
- 2 学長は、競争的資金等に係る不正行為について本調査を行う場合は、当該競争的資金等の配分機関及び文部科学省に本調査を行うことを報告するものとする。

(調査委員会)

- 第15条 学長は、本調査を行うことを決定した場合は、次の各号に掲げる調査委員をもって組織する調査委員会を設置する。ただし、調査委員の半数以上は第3号の外部有識者でなければならない。

- (1) 学長が指名する副学長、事務局長又は各部局の長 1名
- (2) 学長が指名する本学の教職員 若干名
- (3) 学長が指名する本学に属さない外部有識者 若干名

- 2 調査委員会に委員長を置き、前項第1号の調査委員をもって充てるものとする。
- 3 告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する者は調査委員となることできない。
- 4 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示し、14日以内異議申立てを受け付けるものとする。
- 5 前項の異議申し立てがあった場合、調査委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を

告発者及び被告発者に通知しなければならない。

(本調査)

第16条 調査委員会は、本調査を実施することが決定された後、概ね30日以内に調査を開始する。

- 2 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 3 当該事案について利害関係を有する者は、調査に関与してはならない。
- 4 学長は、本調査を行う場合は、当該事案に係る配分機関及び文部科学省にその旨報告しなければならない。
- 5 調査委員会は、本調査を行うに当たって、被告発者に対し弁明の機会を与えなければならない。
- 6 告発者及び被告発者などの関係者は、調査委員会が行う本調査に対し誠実に協力しなければならない。
- 7 被告発者が疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、研究活動が科学的に適正な方法と手続に則り行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 8 調査委員会は、本調査の対象に、告発された事案に係る研究活動のほか、調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。
- 9 調査委員会は、本調査の実施に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。
- 10 本学研究機関が調査機関とは異なる研究機関で、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関であった場合、調査機関の要請があった場合には、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとらなければならない。
- 10 学長及び調査委員会は、本調査を行う事案が競争的資金等に関係する場合は、当該競争的資金等の配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。
- 11 調査委員会は、調査に当たり、公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

(不正行為の認定)

第17条 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為である

との疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

- 2 調査委員会は、本調査の開始後、概ね150日以内に調査結果をとりまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為が行われた場合はその内容、関与した者とその関与の度合いなどについて認定を行い、学長に報告するものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等及び当該研究活動における役割を認定しなければならない。
- 4 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行い、学長に報告する。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 不正行為か否かの認定に当たっては、被告発者の自認を唯一の証拠とせず、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定しなければならない。
- 6 調査結果は速やかに告発者及び被告発者に通知するとともに、被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知しなければならない。
- 7 学長は、調査結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。

(不服申立て)

- 第18条 不正行為が行われたと認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、認定に不服がある場合は、学長に対し、通知を受領した日から起算して14日以内に文書で不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。
- 2 学長は、告発者又は被告発者からの不服申立てがあった場合、直ちに調査委員会に対し不服申立てに係る審査を付託するとともに、相手方及び相手方が所属する機関並びにその事案に係る配分機関及び文部科学省に対し、不服申立てがあった旨通知又は報告しなければならない。
  - 3 調査委員会は、前項の付託を受けたときは、再調査を行うか否かを速やかに決定し、不服申し立ての却下又は再調査開始の決定について学長に報告しなくてはならない。

学長は不服申し立ての却下又は調査開始の決定を相手方及び相手方が所属する機関並びにその事案に係る配分機関及び文部科学省に通知又は報告しなければならない。

- 4 再調査を行う場合には、不服申立てを受理してから概ね50日以内に当初の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告しなくてはならない。学長は調査結果を相手方及び相手方が所属する機関並びにその事案に係る配分機関及び文部科学省に通知又は報告しなければならない。
- 5 不服申立ての審査は調査委員会が行い、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査委員会は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせなければならない。

#### (調査結果の公表)

第19条 学長は、不正行為等が行われたとの認定があった場合は、個人情報又は知的財産の保護その他合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、原則としてその概要を公表するものとする。

- 2 学長は、不正行為がなかった場合でも、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

3 悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表するものとする。

4 公表する調査結果の内容(項目等)については、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

#### (告発者及び被告発者の保護)

第20条 告発の受付及び調査に関わった者は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう秘密を保持しなければならない。

- 2 本学のすべての教職員は、不正行為等に関わる告発をしたこと、調査に協力したこと等を理由に、当該告発等に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長は、不正行為等が行われなかったとの認定があった場合は、被告発者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

- 4 不正行為等に関わる告発又は調査に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

#### (告発者及び被告発者に対する措置)

第21条 不正行為が行われたとの認定があった場合、学長は学校法人瓜生山学園理事長に報告し、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されない



が不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、内部規程に基づき適切な措置をとるよう要請するとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

2 告発が悪意に基づくものと認定された場合、学長は学校法人瓜生山学園理事長に報告し、当該告発者に対し、内部規程に基づき適切な措置をとるよう要請するものとする。

3 学長は、前二項の行為の悪質性が高い場合は、刑事告発等の適切な措置を行うことができる。

(雑則)

第22条 本規則に定めのない事項については、ガイドライン及び関連する文部科学省通達に則して取り扱う。

附 則

この規則は、2015年4月1日から施行する。

この規則は、2021年4月1日から施行する